

役員等候補選出委員会規則

平成25年2月7日施行

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人奈良県高等学校野球連盟（以下、「本連盟」という）の定款第11条、第22条に規定する評議員及び役員（以下「役員等」という。）の候補選出委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 本連盟は、前条の目的を達成するため、役員等候補選出委員会（以下「選出委員会」という。）を設置する。

- 2 選出委員会の構成は、会長、副会長、専務理事、地区代表理事の合わせて9名以内とする。
- 3 選出委員会は、本連盟の役員等の選任及び解任の候補者を選出し、評議員会に提出することを任務とする。

(評議員の推薦及び選考)

第3条 運営規程第4条第1項に定める評議員の選出については、選出委員会が各地区及び軟式加盟校でそれぞれ推薦名簿を作成させた名簿を整理し、評議員会に提出する。

(理事の推薦及び選考)

第4条 運営規程第5条(1)及び(4)の理事については、選出委員会が経歴、生年月日等を記載した推薦名簿を作成し、評議員会に提出する。

- 2 運営規程第5条(2)の理事については、以下のとおりとする。
 - (1) 地区推薦理事については、選出委員会が各地区に推薦名簿を作成させ、評議員会に提出する。
 - (2) 会長推薦理事については、選出委員会で経歴、生年月日等を記載した推薦名簿を作成し、評議員会に提出する。
- 3 運営規程(3)及び(5)の理事については、選出委員会が各担当部に推薦名簿を作成させ、評議員会に提出する。

(監事の推薦及び選考)

第5条 運営規程6条の監事については、選出委員会が経歴、生年月日等を記載した推薦名簿を作成し、評議員会に提出する。その際、監事の任期が4年であることから、就任時の年齢は原則として、66歳以下(4月1日現在)とする。

(招集及び開催)

第6条 選出委員会は、議長が、役員等の選任及び解任を行う評議員会の開催に先立ち招集し、開催する。

(選出方法)

第7条 選出委員会の決議は、当該年度選出委員会委員定数の3分の2以上の出席をもって行う。

2 選出委員会は、本連盟の役員等の選任及び解任の候補者をそれぞれ審議し、多数決により、役員等それぞれの選出必要人数以上の候補者を選定する。

(候補者名簿及び議事録)

第8条 選出委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選出委員会委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

(旅費等)

第9条 選出委員会の委員には、別に定める旅費等支給規定に従って算定した額を支給する。

2 選出委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。